

# 栃木県における福祉サービス第三者評価の認証基準に 関するガイドライン

## 1 第三者評価機関認証要件

次のすべての要件を満たした場合は、第三者評価機関として認証することができるものとする。

### (1) 組織体制

ア 法人格を有すること。

イ 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。

(ア) 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。

a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

(イ) 評価調査者は、とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構（以下「県推進機構」という。）が行う評価調査者養成研修を受講していること。

(ウ) 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。

(エ) 一件の第三者評価に 2 人以上（イ（ア） a 又は b の双方を含む）の評価調査者が一貫して当たること。

ウ 次のいずれにも該当すること。

(ア) 県推進機構又は他の都道府県の推進組織から第三者評価機関の認証を取り消されてから 5 年を経過していないものでないこと。

(イ) 社会福祉に関する法令の規定により刑に処せられ又は行政処分を受けてから 5 年を経過していないものでないこと。

(ウ) 第三者評価機関の取消要件に該当する行為又は法令違反の行為を行ってから 5 年を経過していないものでないこと。

(エ) 役員のうち、第三者評価機関の認証を取り消され、社会福祉に関する法令の規定により刑に処せられ、若しくは行政処分を受けてから 5 年を経過していない者又はこれらの処分等を受けた法人の役員であった者で処分等の日から 5 年を経過していない者を含まないこと。

(オ) その他当該法人又は法人の役員に社会通念上第三者評価機関として認証することを不相当と認める事跡のないこと。

## (2) 規程等の整備

事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

- ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること及び上記（1）イ（ア）a又はbの資格又は主な経歴に関することを含むものであること。なお、氏名については非公表でも差し支えないこと。）
- イ 事業内容等に関する情報（名称、代表者名、所在地及び第三者評価を実施するサービス種別に関する情報を含むものであること。）
- ウ 第三者評価の手法に関する具体的な規程
- エ 守秘義務に関する規程
- オ 文書図画及び電磁的記録の保存及び廃棄に関する規程
- カ 倫理規程
- キ 料金表
- ク 評価事業の実績

## (3) 苦情等への対応体制

第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

## (4) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

- ア 栃木県における福祉サービス第三者評価の推進機関の設置及び運営に関する要綱（以下「県推進機関設置要綱」という。）6（1）ウに定める第三者評価基準に関する要件を満たすこと。
- イ 県推進機関設置要綱6（2）に定める第三者評価の手法に関する要件を満たすこと。
- ウ 県推進機関設置要綱7（2）に定める第三者評価結果の取扱いに関する要件を満たすこと。

## 2 認証の有効期間

県推進機構は、その規程で認証の有効期間を設けることができる。ただし、その期間は1年より短い期間とはしないものとする。

## 3 第三者評価機関認証の取消要件

以下のいずれかに該当した場合は、第三者評価機関としての認証を取り消すことができる。

- (1) 前記1に定める第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 一定期間事業実績がない場合
- (3) 後記4に定める定期的な事業報告又は県推進機構への協力を行わない場合
- (4) 不正な行為が行われた場合

なお不正な行為とは次の行為をいう。

- ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
- イ 守秘義務に違反すること
- ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
- エ 法令又は1（2）の規程等に違反すること
- オ 有利な取扱いその他の公正・中立性に反する取扱いを事前又は事後に約束して評価を行うこと。
- カ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

#### 4 県推進機構との関係

##### （1）定期的な事業報告

県推進機構の認証を受けた第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県推進機構に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

##### （2）県推進機構への協力

第三者評価機関は、文書図画及び電磁的記録を適切に保管するとともに、県推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。